

松江市告示第 107 号

松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱（平成 17 年松江市告示第 75 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 12 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び地方公共団体（以下「社会福祉法人等」という。）が、その社会的な役割にかんがみ利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し市がその経費を補助する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第 2 条 <u>補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生労働省老健局長通知）に基づき市が実施する助成措置及び利用者負担の軽減に関し、</u></p> <p>_____必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の目的及び助成措置の方法)</p> <p>第 2 条 <u>市は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う地方公共団体及び社会福祉法人（以下「社会福祉法人等」という。）が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図るため、当該社会福祉法人等に対する助成措置を行うもの</u></p>

とする。

補助金の名称	社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業費補助金
補助金の交付の目的	低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。
補助金の交付対象経費	次条に規定する利用者負担軽減制度の実施に要する経費のうち、申請年度内に実際に支出したものの
補助金の交付の率又は金額	事業所(施設)を単位として、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるところにより算定した額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設を除く事業所等 社会福祉法人等が利用者負担額を軽減した総額(次条に規定する利用者負担軽減制度の対象者について当該制度により軽減したものに限る。以下「軽減総額」という。)が、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担額(第4条第2項に規定する費用に限る。以下この条において「利用者負担収入」という。)の総額の1パーセントに相当する額を超えた部分について、当該社会福祉法人等の収支状況等を踏まえ、その2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額 (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設 次に掲げる額 ア 軽減総額が、利用者負担収入の総額の1パーセントに相

	<p>当する額を超え、10パーセントに相当する額以下であるとき 当該1パーセントに相当する額を超えた部分の2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額</p> <p>イ 軽減総額が、利用者負担収入の総額の10パーセントに相当する額を超えたとき 当該10パーセントに相当する額について前号の規定により算出した額と当該10パーセントに相当する額を超えた額を合計した額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額</p>
終期	令和3年3月31日
補助事業者の範囲	<p>市が行う介護保険の被保険者に対して次条に規定する利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービスを提供する社会福祉法人等であって、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書(様式第1号)により当該制度による利用者負担の軽減を行う旨を市長に申し出るとともに、当該社会福祉法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地を管轄する都道府県知事に対して同様の申出を行ったもの。</p>

2 前項の助成措置は、この要綱の定めるところにより、市長が利用者負担の軽減が必要と認めた者の利用した、軽減対象となる介護保険サービスに係る費用の一部を、当該介護保険サービスを提供した社会福祉法人等に助成することにより行うものと

(利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービス及び費用)

第4条 利用者負担軽減制度の対象となる介護保険サービスは、社会福祉法人等が実施する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「対象サービス」という。)とする。

2 利用者負担軽減制度の対象となる費用は、前項のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費を含む。以下同じ。)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域

する。

(助成措置の対象)

第3条 助成措置の対象者は、社会福祉法人等利用者負担額軽減申出書(様式第1号)により、生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減を行う旨を市長に申し出た社会福祉法人等とする。

(利用者負担の軽減の対象となる介護保険サービス及び費用)

第4条 利用者負担の軽減の対象となる介護保険サービスは、社会福祉法人等が実施する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「対象サービス」という。)とする。

2 利用者負担の軽減の対象となる費用は、前項のサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費を含む。以下同じ。)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

(利用者負担軽減制度の対象者)

第 5 条 利用者負担軽減制度の対象者(以下「軽減対象者」という。)は、市の介護保険被保険者のうち、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であって、次の要件の全てを満たす者(以下「生計困難者」という。)及び生活保護受給者とする。

(1)～(6) 略

2 略

(減額の程度)

第 6 条 利用者負担軽減制度において減額される利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、市長は、その旨を確認証に記載するものとする。

(1) 生計困難者 利用者負担の 4 分の 1
(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)

(2) 生活保護受給者 個室の居住費に係る利用者負担の全額

(3) 特例措置対象者 居住費以外に係る利用者負担の 4 分の 1(老齢福祉年金受給者は 2 分の 1)及び居住費に係る利用者負担の全額

(利用者の申請等)

第 7 条 社会福祉法人等から対象サービスの

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

(利用者負担の軽減)の対象者)

第 5 条 利用者負担の軽減の対象者(以下「軽減対象者」という。)は、市の介護保険被保険者のうち、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者であって、次の要件の全てを満たす者(以下「生計困難者」という。)及び生活保護受給者とする。

(1)～(6) 略

2 略

(利用者の申請等)

第 6 条 社会福祉法人等から対象サービスの

提供を受け、利用者負担軽減制度の適用を受けようとする利用者は、市長に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に、当該利用者の属する世帯全員について各々の収入申告書(様式第3号)を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び収入申告書に基づき、第5条に規定する軽減対象者であるかどうかを審査し、軽減対象者であると決定したときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者負担額軽減決定通知書(様式第4号)により通知する。ただし、軽減対象者でないと決定したときは、理由を付して通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査により申請者が軽減対象者であることを決定した場合においては、当該軽減対象者に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第5号又は様式第6号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。

提供を受け、利用者負担の軽減を受けようとする利用者は、市長に対し、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に、当該利用者の属する世帯全員について各々の収入申告書(様式第3号)を添えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び収入申告書に基づき、前条に規定する軽減対象者であるかどうかを審査し、軽減対象者であると決定したときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者負担額軽減決定通知書(様式第4号)により通知する。ただし、軽減対象者でないと決定したときは、理由を付して通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査により 軽減対象者であることを確認した場合においては、当該申請者に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第5号又は様式第6号。以下「確認証」という。)を交付するものとする。
- 4 前項の規定により確認証の交付を受けた軽減対象者は、社会福祉法人等の対象サービスの提供を受け、当該社会福祉法人等から利用者負担の軽減を受けようとする場合には、当該社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。
- 5 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者に対し、利用者負担の軽減を行うものとする。

6 軽減対象者であつて、有効期限内に指定介護老人福祉施設に入所し、又は退所する者が、継続して利用者負担の軽減を受けようとするときは、速やかに申請書及び軽減対象者の属する世帯全員について各々の収入申告書を市長に提出し、軽減対象の確認を受けるものとする。

(軽減の程度)

第7条 利用者負担の軽減の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、市長は、その旨を確認証に記載するものとする。

(1) 生計困難者 利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)

(2) 生活保護受給者 個室の居住費に係る利用者負担の全額

(3) 特例措置対象者 居住費以外に係る利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)及び居住費に係る利用者負担の全額

(助成措置の範囲)

第8条 助成措置は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(軽減対象者に係るものに限る。以下この条において「軽減総額」という。)が、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担額(第4条第2項に規定する費用に限る。以下この条において「利用者負担収入」という。)の総額の1パーセントに相当する額を超えた部分について、当該社会福祉法人等の収支状況等を踏まえ、その2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額

の占める比率を乗じた額を基本としてそれ以下の範囲内で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等に対する助成額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 軽減総額が、利用者負担収入の総額の1パーセントに相当する額を超え、10パーセントに相当する額以下であるとき 当該1パーセントに相当する額を超えた部分の2分の1の額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額

(2) 軽減総額が、利用者負担収入の総額の10パーセントに相当する額を超えたとき 当該10パーセントに相当する額について前号の規定により算出した額と当該10パーセントに相当する額を超えた額を合計した額に、軽減総額のうち市が保険者である利用者の軽減額の占める比率を乗じた額

3 前2項の助成額の算定は、事業所(施設)を単位として行う。

(確認証の有効期間)

第8条 軽減対象者の決定は、申請日の属する月の初日にさかのぼって適用し、当該決定に係る前条第3項の確認証の有効期間は、当該決定の日から当該決定の日以後の最初の7月31日までとする。

(確認証の更新)

第9条 確認証の更新については、第7条

の規定を準用する。この場合において同条第1項中「提出しなければならない」とあるのは、「毎年7月1日から7月31日までの間に提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による更新の場合にあっては、前条の規定にかかわらず、その決定は8月1日からの適用とするものとする。

(利用者負担額の減額の実施)

第10条 第7条第3項(前条において準用する場合を含む。)の規定により確認証の交付を受けた軽減対象者は、社会福祉法人等の対象サービスの提供を受け、当該社会福祉法人等から利用者負担の軽減を受けようとする場合には、当該社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。

- 2 前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者に対し、利用者負担額の減額を行うものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設等への入退所時の手続)

第11条 軽減対象者であって、確認証の有効期間内に指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所し、又は退所する者が、継続して利用者負担の軽減を受けようとするときは、速やかに申請書及び軽減対象者の属する世帯全員について各々の収入申告書を市長に提出し、軽減対象の確認を受けるものとする。

第12条・第13条 略

(社会福祉法人等に対する補助)

第9条・第10条 略

第 14 条 第 2 条に規定する補助金の交付に
関しては、松江市補助金等交付規則(平成 1
7 年松江市規則 48 号。以下「規則」とい
う。)に規定するもののほか、この要綱に定
めるところによる。

(補助金の交付申請)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする
社会福祉法人等(以下「申請者」という。)
は、別に定める日までに規則第 4 条第 1
項の申請書に、同項各号に掲げる書類に
代えて次に掲げる書類を添えて市長に提
出するものとする。

(1) 所要見込額調書総括表(様式第 7
号)

(2) 所要見込額調書個表(様式第 8 号、
様式第 9 号)

(3) 利用者負担収入見込額調書(様式第
10 号)

(交付の条件)

第 16 条 規則第 6 条の規定により、補助
金の交付決定に当たり次の条件を付す
る。

(1) 事業の遂行が困難となった場合に
は、速やかに市長に報告し、その指示
を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合に
おいては、その旨を島根県知事等に申
出たうえで、市長の承認を受けなけれ
ばならない。

(3) 社会福祉法人等は、事業の補助金の
収支に関する帳簿を備えるとともに、
関係帳簿及び書類を補助金の交付を受

けた年度終了後 5 年間保管しなければ
ならない。

(事業の変更申請)

第 17 条 事業を行う社会福祉法人等が当
該事業の変更を行う場合には、規則第 10
条第 1 項の申請書に、当該申請書の様式
に定める添付書類に代えて変更後の状況
に係る第 15 条第 2 号から第 4 号までに
掲げる書類を添えて市長に提出するもの
とする。

(着手及び完了届)

第 18 条 規則第 11 条の規定による着手届
及び完了届の提出は、これを省略するも
のとする。

(実績報告)

第 19 条 規則第 12 条の実績報告書は、同
条の規定にかかわらず、事業完了の日の
属する月の翌月の末日までに、次に掲げ
る書類を添えて市長に提出するものとす
る。

- (1) 事業実績書総括表(様式第 11 号)
- (2) 利用者負担収入額調書(様式第 12
号)
- (3) 軽減状況調書(様式第 13 号、様式第
14 号)

(補助金の請求)

第 20 条 規則第 14 条第 2 項の交付請求書
は、確定通知書を受け取った日から起算
して 5 日を経過する日までに市長に提出
するものとする。

様式第 1 号(第 2 条関係) 略

略

様式第 1 号(第 3 条関係) 略

略

(あて先)松江市長

略

社会福祉法人等利用者負担__軽減申出書

このことについて、下記のとおり社会福祉法人等利用者負担__軽減制度事業を実施するので申し出ます。

略

島根県知事 様

略

社会福祉法人等利用者負担__軽減申出書

このことについて、下記のとおり社会福祉法人等利用者負担__軽減制度事業を実施するので申し出ます。

略

様式第 2 号(第 6 条関係)

社会福祉法人等利用者負担__軽減確認申請書

(社会福祉法人等による利用者負担__軽減制度)

略	
利用者負担__ 軽減申請理由	
略	
(あて先)松江市長 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担__の軽減を申請するとともに、私、世帯員及び扶養者の住民税課税状況、収入額、資産(預貯金、不動産等)及び扶養の有無について調査されることに同意します。 略	

略

様式第 4 号(第 7 条関係)

略	
社会福祉法人等利用者負担__軽減決定通知書 (社会福祉法人等による利用者負担__軽減制度)	
略	
先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担__軽減確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。 略	

様式第 5 号(第 7 条関係)

(あて先)松江市長

略

社会福祉法人等利用者負担額軽減申出書

このことについて、下記のとおり社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業を実施するので申し出ます。

略

島根県知事 様

略

社会福祉法人等利用者負担額軽減申出書

このことについて、下記のとおり社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業を実施するので申し出ます。

略

様式第 2 号(第 6 条関係)

社会福祉法人等利用者負担額軽減確認申請書

(社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度)

略	
利用者負担額 軽減申請理由	
略	
(あて先)松江市長 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減を申請するとともに、私、世帯員及び扶養者の住民税課税状況、収入額、資産(預貯金、不動産等)及び扶養の有無について調査されることに同意します。 略	

略

様式第 4 号(第 6 条関係)

略	
社会福祉法人等利用者負担額軽減決定通知書 (社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度)	
略	
先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。 略	

様式第 5 号(第 6 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担__軽減制度)	
略	
略	
発行機関名 及 び 印	松江市 電話() -

裏面

略

様式第 6 号(第 7 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担__軽減制度)	
略	
略	
発行機関名 及 び 印	松江市 電話() -

裏面

略

様式第 7 号～様式第 14 号 別紙のとおり

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担 <u>の</u> 軽減制度)	
略	
略	
発行機関名 及 び 印	松江市 電話(0852)55-5933

裏面

略

様式第 6 号(第 6 条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担 <u>の</u> 軽減制度)	
略	
略	
発行期間名 及 び 印	松江市 電話(0852)55-5933

裏面

略

<改正後>

様式第7号(第15条、第17条関係)

所要見込額調書(変更所要見込額調書、所要額調書)総括表

【事業所・施設名： 】

単位：円

区 分	補 助 所 要 額
訪 問 介 護	
通 所 介 護	
短 期 入 所 生 活 介 護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	
地 域 密 着 型 通 所 介 護	
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	
地 域 密 着 型 介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
指定介護老人福祉施設サービス	
介護予防・生活支援サービス事業 (訪 問 型)	
介護予防・生活支援サービス事業 (通 所 型)	
計	

(注)変更所要見込額調書の場合は、変更前の所要見込額を上段に括弧書きし、変更後の所要見込額を下段に記載すること。

<改正後>

様式第8号(第15条、第17条関係)

所要見込額調書個表

[訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護予防・生活支援サービス事業(訪問型)・介護予防・生活支援サービス事業(通所型)]

【事業所名：】

1. 訪問介護の補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

2. 通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

3. 短期入所生活介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

5. 夜間対応型訪問介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

6. 地域密着型通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

<改正後>

7. 認知症対応型通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

8. 小規模多機能型居宅介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

9. 看護小規模多機能型居宅介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

10. 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型）の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

11. 介護予防・生活支援サービス事業（通所型）

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

(注)

- ① A欄は、様式第10号「利用者負担収入見込額調書」の該当するサービスの計欄の金額を対象サービスごとに記入する。
- ② B欄は、A欄に1%を乗じた額を記入する(円未満は切り捨て)。
- ③ C欄は、軽減した利用者負担額及び食費及び居住費(滞在費)の総額を記入する。
- ④ D欄は、C欄からB欄を減じた額とする。
- ⑤ F欄は、D欄に補助率Eを乗じて得た額とする。(円未満は切り捨て)。
- ⑥ G欄は、F欄の基本額に保険者ごとの被保険者軽減額により按分した額とする。

<改正後>

様式第9号(第15条、第17条関係)

所要見込額調書個表

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・指定介護老人福祉施設サービス]

【施設名： 】

1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入 A	1%相当額 B(A×0.01)	10%相当額 C(A×0.1)	軽減総額 D	全額公費分 E(D-C)	1/2公費分 F(D-B-E)	補助率 G	補助基本額 H(F×G+E)	按分後基本額 I
						1/2		

2. 指定介護老人福祉施設サービスの補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入 A	1%相当額 B(A×0.01)	10%相当額 C(A×0.1)	軽減総額 D	全額公費分 E(D-C)	1/2公費分 F(D-B-E)	補助率 G	補助基本額 H(F×G+E)	按分後基本額 I
						1/2		

(注)

- ① A欄は、様式第10号「利用者負担収入見込額調書」の計欄の金額を記入する。
- ② B欄は、A欄に1%を乗じた額を記入する(円未満は切り捨て)。
- ③ C欄は、A欄に10%を乗じた額を記入する(円未満は切り捨て)。
- ④ D欄は、軽減した利用者負担額並びに食費及び居住費の総額を記入する。ただし、特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の適用を行った後の額とする。
- ⑤ E欄は、D欄からC欄を減じた額とし、マイナスの場合は「0」と記入する。
- ⑥ F欄は、D欄からB欄及びE欄を減じた額とする。
- ⑦ H欄は、F欄に補助率Gを乗じて得た額に、E欄を加えた額とする(円未満は切り捨て)。
- ⑧ I欄は、H欄の額に保険者ごとの軽減額により按分した額とする。

<改正後>

様式第 10 号(第 15 条、第 17 条関係)

利用者負担収入見込額調書

【事業所・施設名： _____】

単位：円

区 分	利 用 者 負 担 額	食 費	居住費(滞在費)	計
訪 問 介 護				
通 所 介 護				
短 期 入 所 生 活 介 護				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護				
地 域 密 着 型 通 所 介 護				
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護				
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護				
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護				
看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護				
指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 サ ー ビ ス				
介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 (訪 問 型)				
介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 (通 所 型)				

(注)

- ①軽減対象者を含むすべての利用者から受領する利用者負担収入見込額(1割負担額及び食費、居住費(滞在費))を記入する。
- ②軽減対象については、軽減する前の利用者負担収入見込額とする。
- ③訪問介護及び夜間対応型訪問介護利用者については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付を受けた者であって、当該要綱により助成を受けている場合は、当該助成額を控除した額とする。
- ④短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定介護老人福祉施設サービスの利用者のうち、特定施設入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の助成を受けている場合は、当該助成の適用を行った後の額とする。

<改正後>

様式第 11 号(第 19 条関係)

事業実績書総括表

【事業所・施設名： _____】

単位：円

区 分	補 助 所 要 額 A	補助金交付決定額 B	補助金受入済額 C	差 引 不 足 額 (C - B)		備 考
				超過額 D	不足額 E	
訪 問 介 護						
通 所 介 護						
短 期 入 所 生 活 介 護						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護						
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
指定介護老人福祉施設サービス						
介護予防・生活支援サービス事業 (訪 問 型)						
介護予防・生活支援サービス事業 (通 所 型)						
計						

(注) 差引過不足額欄については、D欄に超過額を、E欄に不足額をそれぞれ記入すること。

<改正後>

様式第 12 号(第 19 条関係)

利用者負担収入額調書

【事業所・施設名： _____】

単位：円

区 分	利 用 者 負 担 額	食 費	居 住 費 (滞 在 費)	計
訪 問 介 護				
通 所 介 護				
短 期 入 所 生 活 介 護				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護				
地 域 密 着 型 通 所 介 護				
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護				
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護				
地域密着型介護老人福祉施設 入 所 者 生 活 介 護				
看護小規模多機能型居宅介護				
指定介護老人福祉施設サービス				
介護予防・生活支援サービス事業 (訪 問 型)				
介護予防・生活支援サービス事業 (通 所 型)				

(注)

- ①軽減対象者を含むすべての利用者から受領する利用者負担収入額(1割負担額及び食費、居住費(滞在費))を記入する。
- ②軽減対象者については軽減する前の利用者負担収入見込額とする。
- ③訪問介護利用者については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付を受けた者であって、当該要綱により助成を受けている場合は、当該助成額を控除した額とする。
- ④短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定介護老人福祉施設サービス利用者のうち、特定入所者介護サービス費及び、特定入所者支援サービス費の助成を受けている場合は、当該助成の適用を行った後の額とする。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 12 日から適用する。